

部活動移送補助費運用規定

1, 目的

生徒の安全と運転者(保護者)の責任問題を考え「可能な限り公共交通機関の利用かバスチャーター、必要に応じてタクシーにて移動する」ことを基本方針とし、それを推進していくための金銭的な負担軽減のために、当制度を有効活用する。

- ・ より安全な交通機関を推奨する目的で、一定額の奨励金及び補助金を給付する。
- ・ 部員数のバラ付きによる個人負担金額の均等化のため、生徒移送費の個人負担額に上限を設け、不足分を補うとともに、当日の欠席者が出た場合等の追加徴収等の事務負担を軽減する。

2, 予算

- ・ PTA特別会計より 250,000円

3, 補助回数

- ・ 各部活動とも、年1回
- ・ 予算の過不足の見込みがある場合、運営委員会で審議し決定する。

4, 補助額

- ・ 1回につき奨励金として【1,500円】を支給し、補助金として個人負担額(1,200円)を超える分を合わせて支給する。
- ・ 1回の補助額は奨励金【1,500円】+乗車人数×2,000円を限度額とする。男女の部活で同じバスを使用した場合は男女の人数で上限を計算し、それぞれで精算する。

5, 交通機関

- ・ 公共交通機関(バス・電車)、バスチャーター・タクシー(必要に応じて)とする。

6, 運用方法

- ・ 生徒移送費の合計から、奨励金【1,500円】を引いた額を乗車人数で割った際、個人負担額が1,200円以下の場合、奨励金【1,500円】のみの支給となる。1,200円を超える場合は、1人1,200円を個人負担とし、不足額を補助金として支給する。ただし、補助額は限度額までとする為、その際発生した不足分は個人負担とする。限度額は、奨励金1,500円+乗車人数×2,000円で計算する。

(例)A. バス代 30,000円 乗車人数 25名

①25名で使用した場合の上限額を計算する。

(奨励金) (乗車人数) (限度額)

$$1,500円 + 25名 \times 2,000円 = 51,500円$$

②奨励金を差し引いた個人負担額の計算をする。

(バス代) (奨励金) (乗車人数) (個人負担)

$$(30,000円 - 1,500円) \div 25名 = 1,140円$$

※ 以上より、個人負担が1,200円以下の為、奨励金【1,500円】のみを移送補助費として支給し、個人負担額は1,140円となる。

B. バス代 30,000円 乗車人数 15名

①15名で使用した場合の上限額を計算する。

(奨励金) (乗車人数) (限度額)

$$1,500円 + 15名 \times 2,000円 = 31,500円$$

②奨励金を差し引いた個人負担額の計算をする。

(バス代) (奨励金) (乗車人数) (個人負担)

$$(30,000円 - 1,500円) \div 15名 = 1,900円$$

③個人負担が1200円以上なので補助金の計算をする。

(バス代) (奨励金) (個人負担) (乗車人数) (補助金額)

$$(30,000円 - 1,500円) - (1,200円 \times 15名) = (10,500円)$$

※移送補助費は上限金額31,500円以下である。以上より、奨励金【1,500円】と補助金(10,500円)の計12,000円を移送補助費として支給する。個人負担額は1,200円となる。

C. バス代 30,000円 乗車人数 6名

①6名で使用した場合の上限額を計算する。

(奨励金) (乗車人数) (限度額)

$$1,500円 + 6名 \times 2,000円 = 13,500円$$

②奨励金を差し引いた個人負担額の計算をする。

(バス代) (奨励金) (乗車人数) (個人負担)

$$(30,000円 - 1,500円) \div 6名 = 4,750円$$

③個人負担が1,200円以上なので補助金の計算をする。

(バス代) (奨励金) (個人負担) (乗車人数) (補助金額)

$$(30,000円 - 1,500円) - (1,200円 \times 6名) = (21,300円)$$

奨励金と補助金の計は限度額を超えた為、限度額の13,500円を移送補助費として支給する。

④再度個人負担額を計算する。

(バス代) (移送補助費) (乗車人数) (個人負担)

$$(30,000円 - 13,500円) \div 6名 = 2,750円$$

※以上より移送補助費は13,500円支給する。個人負担額は2,750円となる。

7, 手続き

- ① 顧問又は会計担当者は、部活動移送補助費申請書(別紙様式1)を教頭に提出する。
- ② 教頭は、部活動移送補助費申請書に基づき、顧問又は会計担当者に、奨励金および補助金を支給する。
- ③ 顧問又は会計担当者は、部活動移送補助費領収書(別紙様式2)を教頭に提出する。その際、支払った領収書の写し(コピー)を領収書の後ろに添付する(電車などで、領収書がない場合は、乗降車駅と1人分の電車代を記入する。)

8, 補助費の運用者

実際の金銭の運用は、学校側(教頭)とし、年度末に明細をPTAに提出する。

9, その他

- ・その他、必要な事項は運営委員会で定める。
- ・この規定は、平成17年4月1日から施行する。
 - 平成21年4月1日 改正
 - 平成24年4月1日 改正
 - 平成27年4月1日 改正